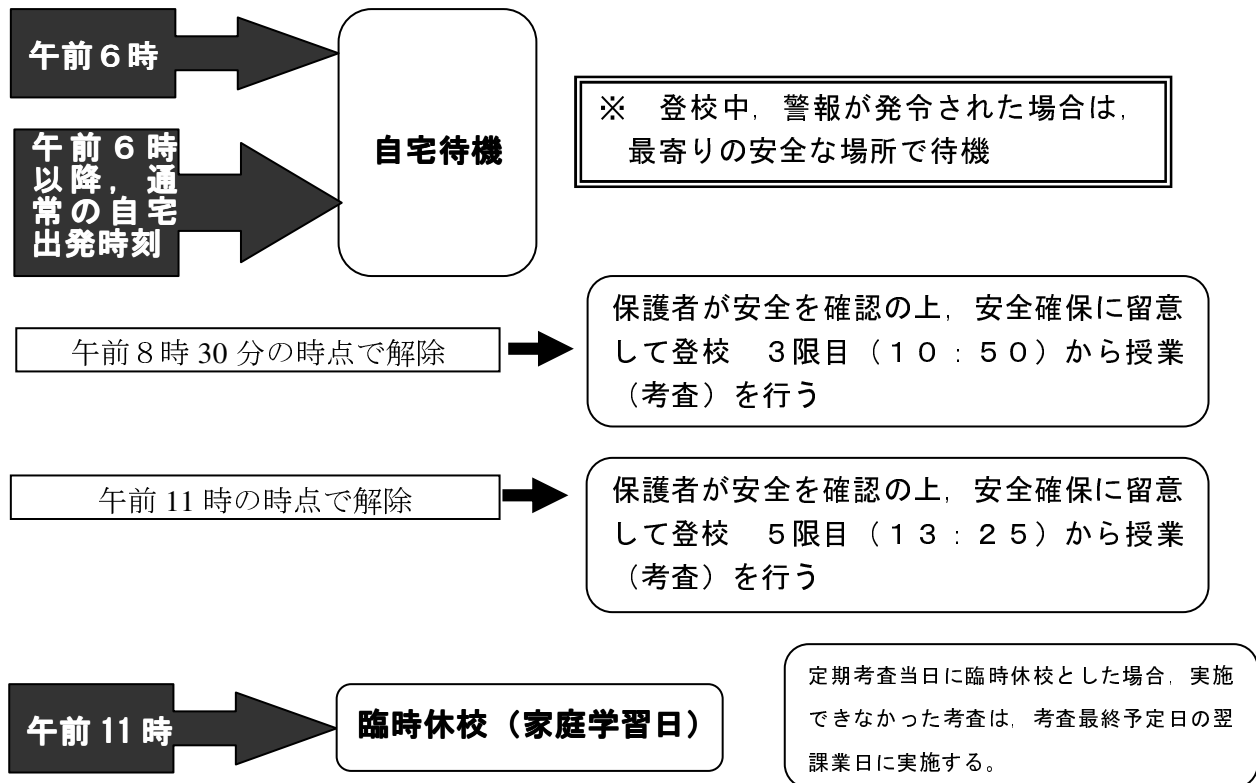


異常気象時は、安全確保が最優先事項です。在宅中は、次に示す基準をもとに、保護者が判断してください。

- 午前6時の時点で、学校が位置する毘沙門台学区が含まれる地域に
  - 避難指示
  - 避難勧告
 のいずれか1つが出ている場合は、臨時休校とする。
- 広島市に特別警報（波浪・高潮を除く）が発令された場合、または〔①大雨と洪水の両方、②暴風、③暴風雪、④大雪〕の①～④のうちいずれかの警報が発令された場合。  
ただし、台風による「大雨警報」は、1つが発令された場合とする。



※ 広島市外に居住している場合は、居住地域の状況を、上記に準じて判断する。この場合の自宅待機等の扱いは「特別欠席」とする。

- 登校後の警報発令時の対応  
生徒の安全を最優先し、下校時間を早めたり、遅らせたりする。
- 次の①・②のいずれかの場合は保護者からの連絡により、「特別欠席」とする。
  - 居住している地域に避難指示、避難勧告が発令されている場合。
  - 登校するための公共交通機関が不通になるなど、登校が困難な場合。
- 模擬試験について  
午前6時に上記1または2の場合は、当日の模擬試験は実施しない。
- 部活動について  
土・日曜日等の活動については、上記1, 2に準じて判断する。
- 臨時休校及び下校時間の変更の場合は、学校のホームページとマメールで連絡する。